

秋田県告示第252号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示第483号）の一部を次のように改正したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和5年6月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1-1から別紙1-8までに、 <u>法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は別紙3-1から別紙3-18までに、それぞれ定めるものとする。</u>	秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1-1から1-8までに _____ _____ _____ <u>それ</u> _____ <u>それぞれ定めるものとする。</u>

（別紙1-8）の次に、（別紙3-1）から（別紙3-18）までを加える。

(別紙3-1)

1 水産資源

さけ(しろぎけ)日本海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、この管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-2)

1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量水準（資源量指標値：1.23）付近を維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙3-3)

1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における親魚資源量(464トン)を維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4)

1 水産資源

はたはた日本海北部系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに中位以上に回復させることを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-5)

1 水産資源

ひらめ日本海北部系群

2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における親魚資源量(4,006トン)を維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-6)

1 水産資源  
ぶり

2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における親魚資源量(13.2万トン)を維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7)

1 水産資源

べにずわいがに日本海系群

2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における知事許可水域の資源量水準（資源量指標値：528,178）付近を維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。



(別紙3-8)

1 水産資源

ほっこくあかえび日本海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-9)

1 水産資源

まがれい日本海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-10)

1 水産資源

まだら本州日本海北部系群

2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における親魚資源量(6.4千トン)を維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-11)

1 水産資源

やりいか対馬暖流系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-12)

1 水産資源

まだい日本海北・中部系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、M S Yベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-13)

1 水産資源

あかあまだい秋田県海域

2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベル（漁獲量100トン程度）に維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-14)

1 水産資源

あかむつ日本海

2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベル（漁獲量26トン程度）に維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-15)

1 水産資源

あわび類秋田県海域

2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベル（漁獲量10トン程度）に維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。



(別紙3-16)

1 水産資源

うすめばる日本海

2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベル（漁獲量140トン程度）に維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-17)

1 水産資源

しろぎす日本海

2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベル（漁獲量12トン程度）に維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-18)

1 水産資源

たこ類(まだこ及びみずだこ) 秋田県海域

2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベル(漁獲量150トン程度)に維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。